

第 2 1 号議案

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区ボランティア施設条例の一部を改正する条例

足立区ボランティア施設条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（評価委員会の設置）

第 1 3 条 指定管理者の業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区ボランティア施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 5 人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から、評価が終了する日までとする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

6 評価委員会の委員又は委員であつた者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

7 前各項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区ボランティア施設指定管理者 評価委員会	日額 7,000 円
---------------------------	------------

(提案理由)

足立区ボランティア施設指定管理者評価委員会を設置するとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。